

(表1) 平成21年3月31日以前に教諭免許状又は養護教諭免許状を取得した者

一度も免許更新をしていない者の期限は「最初の修了確認期限」に該当する。この期限時点で、教職であったか否かの確認が必要。



	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	左記期間で更新手続きをした者の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日 ～平成23年1月31日	令和3年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日 ～平成24年1月31日	令和4年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日 ～平成25年1月31日	令和5年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日 ～平成26年1月31日	令和6年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日 ～平成27年1月31日	令和7年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日	令和8年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日	令和9年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日	令和10年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日	令和11年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日	平成30年2月1日 ～令和2年1月31日	令和12年3月31日

(表2) 平成21年3月31日以前に栄養教諭免許状を取得した者

	免許状授与日	修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	左記期間で更新手続きをした者の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日	令和8年3月31日
②	平成18年4月1日から 平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日	令和9年3月31日
③	平成19年4月1日から 平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日	令和10年3月31日
④	平成20年4月1日から 平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日	令和11年3月31日